両陛下から清酒など御下賜品

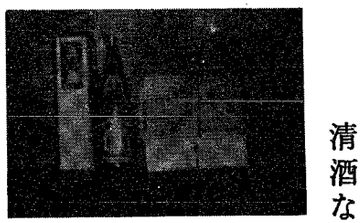

全国植樹祭にご出席のあと弥彦神社に御参拝になられた天皇皇后さまが、月潟の角兵衛獅子をご覧になられ、真っ先に天皇がパチパチと拍手。興味深くご覧になられたそうで、保存会長の青柳さん、太鼓と口上を述べられた渡辺さんも最高の栄誉であったと感激されていた。

そして両陛下から清酒、煙草、お菓子など沢山の御下賜品をいただき嬉しそうに話されていた。

中小企業設備貸与制度の概要

中小企業の設備近代化は我が国産業の発展を促進するため最も重要な課題であります。中小企業者の経営合理化のため実施されている近代化資金制度では、設備資金の半額以上の資金を自己調達しなければならないので、経営の脆弱な小規模企業では、この融資制度を利用できず、経営の合理化が進まない等のきらいがある。財団法人新潟県中小企業振興会社は、これ等問題を解決し、小規模企業の設備の近代化を容易にするため、公社で機械設備を購入してこれを企業者に貸与し、低利、長期の割賦販売によって譲渡する制度を実施しております。希望される方は直接公社へ申込下さい。

1, 申込者の資格

(1)別表に掲げる対象企業と対象設備（記載者略）

(2)常時使用する従業員数が二〇人以下であること。但し必要に応じて五〇人以内迄認める。

(3)県内に工場があり引続き二年以上現在の事業を営み、前年度の事業税を完納していること。

(4)過去二事業年度の平均利益が三〇〇万円以下であること。但し必要に応じて四〇〇万まで認める。

(5)対象設備は原則として新品であって、その設置が当該年度内に完了するものであること。

2, 貸与設備の価格の限度

一企業当り二〇万円以上六〇〇万円以下であること。但し六〇〇万円を越える額を前納すれば対象となります。

3, 貸与の期間

原則として一年間据置期間を含め四年半以内。

4, 保証金

申込企業へ貸与が決定した后、公社と借受人との間で契約を行う際、貸与を受ける機械設備の一〇%を保証金（無利息）として公社へ預ける。この保証金は借受人が貸与料の全部を返済するとき最終回の償還元金に充当します。

5, 貸与損料

借受人は貸与期間中、貸与機械設備額（償還元金）の残額に対し年利五%の割合で計算した全額損料として各返済期日毎に前納して頂く。

6, 返済の方法

貸与機械設備額（償還元金）は据置期間后、均等半年賦（八回払い）で償還する。

7, 保証人

申込企業内の従業者以外の者で県内に居住する者二名以上の連帯保証人と、法人の場合はこの外に代表取締役個人が連帯保証人として加わる。

8, 設備貸与申込手続

(1)申込書　四通

(2)添付書類

イ設備の見積書、カタログ又は設計図及び材料仕様書　一通

ロ最近二ケ年間の貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書一通

ハ業種別の対象企業で貸与要件に制限のあるものは、関係機関の認定書、証明書、推せん書　一通

ニ特定業種の企業は所属商工組合の意見書

9, 申込期間　七月一日～九月三〇日まで。

10, 貸付企業の選定

選定は企業体質、設備の必要性資金調達力等の企業診断及び実地調査を行い審査委員会において決定する。

11, 貸付契約の締結

貸与が決定されたとき、借受人と公社の間に買取予約賃貸借契約を締結する。契約締結のとき保証金（貸与機械設備額の一〇%）及び公正証書作成手数料を預ける。

12, 貸与設備の引渡し

公社は借受人の希望する納入期日までに設備の据付を行い試運転立会のうえ引渡す。

13, 公正証書

貸与設備の引渡が完了した后、借受人と公社間に締結した契約書を公証人役場へ提出公正証書を作成し、正本は借受人、公社が副本を保管します。

14, 固定資産税の負担

借受人は貸与期間中貸与機械設備については、工場所在地の市町村に納入する。

15, 貸与設備の保守管理

借受人は貸与期間中は貸与機械設備の善良な維持管理につとめ、貸与設備を譲渡、改造、移転、部分交換又は担保として他に提供してはならない。

16, 所有権の移転

借受人が貸与料（償還元金と貸与損料の全額を公社に支払ったとき、借受人にその機械設備を譲渡します。

以上概要を記述しましたが借受希望者は業種別対象企業及び対象設備の明細は役場にありますから照会下さい。

一位に高木長太郎さん

苗代品評会入賞者決まる

去る五月十二日に苗代品評会が開催されました。この品評会は普通移植を対象に各部落より三点づつ農家組合生産部より選出してもらい計三十点を審査しました。

本年の播種期は平年に比べ少し早く、また、その後の好天に恵まれ生育も順調であり、苗丈、茎数とも平年を上廻り出葉も速かったが、水管理の粗雑さにより一部苗の伸び過ぎたところも見受けられた。

入賞者は次のとおり。

一位　高木長太郎　二位　間島昭一、長岡　章　三位　高木　勉、小山久司、小林　実　努力賞　竹内久衛、五十嵐マセ、角田喜一

役場の日誌

五月中の主なもの

5月1日　広報編集委員会
1日　消防ポンプ引渡式
1日　第三分団春季消防演習
7日　第一、二分団春季消防演習
10日　学校給食共同調理場運営委員会
11日　議会全員協議会
23日　公民館運営審議委員会
26日　総文委員協議会
29日　学校教育研究協議会

国民年金法が、改正されました

福祉年金法が一部次の通り大巾に改善されました。

◎福祉年金額の引上（47年10月より）

○老令福祉年金
年金額三万九千六百円
（月額三千三百円［旧二千三百円］）

○障害福祉年金
年金額六万円
（月額五千円［旧三千四百円］）

○母子準母子福祉年金
（子供一人の場合）
年金額五万一千六百円
（月額四千三百円［旧二千九百円］）

◎所得制限の緩和（47年5月より）

○受給権者本人の所得制限々度額以上の所得のある方は停止されていましたが、今度の改正により所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の数に応じて左記の限度額以下であれば受給出来るよう改正されました。

扶養親族数	所得制限々度額
〇人	三十八万円
一人	五十万五千円
二人	六十四万円

扶養親族一人につき十三万五千円を加算した額となります。

○扶養義務者の所得制限額の引上げ

扶養親族五人の場合昨年一五一万九千円が二一三万八千六百二十五円と大巾に緩和されました。

○戦争公務による扶助料の併給制限緩和

○中尉以下迄の人は戦争公務などの公的年金と福祉年金の両方を受けられる事になりました。

◎尚七十才になられ老令福祉年金を請求されていない方は至急年金係へ申出下さい。

米生産調整実施計画・中間報告

米の恒常的な過剰状態を解消し一方、今後とも需要の増大が期待される農作物は必ずしも需要の変化増大に対応していない面が見られる。これらの状態に対処する為米の生産調整も三年目を迎えました。

本年、月潟村に配分された目標数量は三七九トン、昨年が四三五トンで五六トンが緩和されたと云うもののまだ厳しい減産目標である。目標面積は六九、一ha で、各農家へ三月三十一日付けで配分し御協力をお願い致した処です。

各農家より提出された昭和四十七年度米生産調整実施計は、五月三十一日現在で次のとおりです。

実施計画の内訳

○集団転作	三、〇六ha
○永年性植物	二、七七ha
○農業生産施設	〇、一六ha
○普通転作	四、八六ha
○単純休耕	四、六三ha
合計面積	一五、四八ha

目標数量は、八四、四四二t、達成率、二二、二八%となっております。

今後とも格段の御協力をお願い申し上げます。

尚、実施計画を提出されていない方は、大至急役場産業振興課へ提出されますよう御願い申し上げます。

◇かけ忘れた国民年金保険料

未納者に最後のチャンス◇

◎特別納付期限が迫りました!!

保険料は納期から二年経過すると時効ということで納める事が出来なくなります。しかし現在一人でも多くの人から年金を受けてもらうため、過去に時効になった期間についても一ケ月四五〇円を納める事が出来る特別な措置がなされてきましたが、いよいよ期限が六月三十日迄となりました。未だ納付されていない方は至急第四銀行又は郵便局へ納付して下さい。未納をなくして安定した老後を迎えましょう。

不明の点がありましたら年金係へお問い合せ下さい。

◇保険料百円アップ◇

国民年金保険料が七月分から月額五五〇円（旧四五〇円）に引上げられる事になりました。（所得比例に加入されている方は五五〇円＋三五〇円計月額九〇〇円となります）これに伴ない七月より障害年金、母子、準母子、遺児年金額が一割引き上げられる予定です。保険料が高額になり納入については困難かと思われますが皆様方の一層の御協力をお願い致します。

!!きれいな血液で困っている人を助けて下さい!!

6月28日午前九・〇〇～十一時　西小学校

6月28日正后～三・三〇　月潟中学校

◎献血車が右会場に来ます。日赤では百三十名を目標に皆様の善意の献血をお待ちしております。目標達成のため御協力をお願いいたします。

◎県では一ケ月五千本、年六万本の血液が必要です。44年度は三七千本、45年度は四五千本と年々採血量は増加しておりますが、まだ目標には足りず他県から援助を仰いでいる現状です。

◎満16才以上満65才未満の健康な方なら男女を問わず誰れでも献血できます。医師の健康診断を行なってから200CCの採血をします。採血直後にすぐ普通の仕事をしても、さしつかいありません。

◎献血者が血液を必要とする場合日赤では責任を持って血液の確保をいたします。又献血された方及び同居の親族が若し、保存血液の輸血を受けられた場合に、その代金のうち自己負担分を日赤が支払います。

交通安全燈を付けました

一時停止

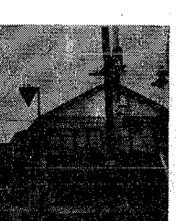

交通事故防止のためには、あらゆる努力をはらい、またみなさんより御協力を得ておりますが、なかなか事故発生件数は少なくなりません。

運転者がいかに「交通ルール」を守り注意しても、歩行者が「正しい交通ルール」を守らなければ交通事故は無くなりません。

この度村道一号線と県道月潟～西川線交差点に運転者の注意を一段と高めるために新しく「交通安全燈」を取付けました。

一人一人の注意により交通事故防止に努力して下さい。

新しく取り付けられた安全燈